

小規模市町村財源の充実確保について

【担当省庁】総務省

財政の安定性を確保しつつ、各種行政需要の増大に対応をしていくためには、市町村財源の充実確保が必要であり、小規模市町村が行政サービスを持続的に提供できるよう、配慮していただきたい。

過疎市町村は小規模であることが多く、財政基盤は脆弱である。生活基盤の整備に不可欠な過疎対策事業債については、過疎計画に記載した事業を市町村が確実に実施できるよう、大幅に増額いただきたい。

【現状・課題等】

- 税収が伸び悩む中、過疎地域等小規模な地方自治体は徹底した行財政改革や歳出削減に取り組むなどの努力をしている。しかしながら、人口減少や少子高齢化社会の到来により、社会保障関連経費は増大し、特に、主要産業がなく税収が少ない小規模市町村は、増大する行政コストのための財源確保に苦慮している。
- 令和3年4月に新過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）が施行され、全国的に過疎団体が増加する中、過疎対策事業債は市町村の要望額どおり発行できない状況が続いている。また、全国的に令和7年度までに合併特例債の発行期限を迎える団体が多い中、過疎地域に指定されている合併団体において過疎対策事業債の要望額が増加することが想定され、今後さらに同債の配分額が減少することが懸念される。

京 都 府 の担当課	総務部 自治振興課(075-414-4454)
---------------	-------------------------

■過疎対策事業債府内の状況（令和6年度）

府内借入要望 95.0 億円 → 借入同意（配分）80.2 億円
14.8 億円は、市町村の要望どおり配分されていない。

<参考>

▶ 過疎市町村（12 市町村）

福知山市（旧三和町、旧夜久野町、旧大江町）、綾部市、宮津市、
京丹後市、南丹市、木津川市（旧加茂町）、笠置町、和束町、
南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

※福知山市、木津川市は一部過疎

※京都市（旧京北町）は新過疎法において過疎対象団体から外れたが、令和
8年度まで、経過措置期間中

▶ 過疎対策事業債に係る地方債計画額（全国総額）の推移

（単位：億円）

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
計画額	5,000	5,200	5,400	5,700	5,900

▶ 過疎市町村の団体数の推移

	R 2. 4. 1 (新法施行前)	R 3. 4. 1 (新法施行時)	R 4. 4. 1 (R 2 国調反映)
全国	8 1 7	8 2 0	8 8 5
京都府	1 0	1 0	1 2

▶ 府内市町の合併特例債の発行期限

令和6年度（H16 合併） 京丹後市

令和7年度（H17 合併） 福知山市、南丹市、京丹波町、与謝野町